

## 第7章 財源計画

### 1. 財源試算

第6章で掲げた10カ年の投資計画に対する財源については、以下のとおりとなります。なお、一般会計繰入金については、第2章「(6) 経営の状況 ②一般会計繰入金」(P.21)で示したとおり、分流式下水道に係る基準外繰入を削減する前提のもとで試算します。

#### (1) 下水道使用料

下水道事業の根幹をなす下水道使用料収入は、管渠の整備が概ね完了した現状では増収は見込まれず、現状維持若しくは減収していくと予想されます。

また、今後の人口減少及び有収水量の推移も加味する必要があるため、第3章(P.35～P.36)において推計した額(将来の有収水量見込値に1m<sup>3</sup>あたりの使用料単価及び消費税を乗じた額)を採用することとします。

表 7-1 下水道使用料収入(税込)の推計 ※有収水量×使用料単価×1.1(消費税) 単位:百万円

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
有収水量(千m <sup>3</sup> )	4,124	4,133	4,128	4,115	4,099	4,082	4,063	4,044	4,023	4,001
下水道使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	120.6	120.6	120.6	120.6	120.6	120.6	120.6	120.6	120.6	120.6
下水道使用料(百万円)	5,471	5,483	5,477	5,459	5,438	5,415	5,391	5,364	5,337	5,308

#### (2) 国庫補助金・都補助金

下水道事業では、下水道施設の整備・改築更新工事費の一部に対し、国及び東京都から補助金を得て事業を行っています。本計画では、年度ごとの工事内容により増減する見込みですが、10カ年で概ね平均12.3億円を見込んでいます。

特に資本的収支予算においては企業債に次ぐ貴重な工事財源となるため、今後も事業の必要性などについて丁寧な説明を心がけ、補助金の確保に努めます。

表 7-2 国庫・都補助金の推計

単位:百万円

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	平均
収益収入	0	0	0	17	14	0	0	0	17	14	6
資本収入	745	1,063	1,186	1,238	1,271	1,256	1,265	1,437	1,352	1,486	1,230
合計	745	1,063	1,186	1,255	1,285	1,256	1,265	1,437	1,369	1,500	1,236



### (3) 企業債

企業債は、今後の更新事業に対する一番大きな財源となり、また借入後約 30 年かけて償還することから、工事に係る費用負担の世代間公平を図ることができる重要な財源となります。

一方で、過度な借入は将来の負担増を招くため、企業債残高及び元利償還額（返済額）の推移を考慮した計画的な借入が必要となります。

第6章で予定している投資計画に対し、企業債の対象となる事業費を精査した結果、10カ年で概ね平均 28 億円を見込んでいます。

表 7-3 企業債借入額の推計

単位：百万円

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	平均
借入額	2,040	2,289	2,792	2,656	2,747	2,664	2,414	3,469	3,368	3,579	2,802

また上記の企業債借入額をもとに推計した計画期間内の企業債残高の推移は以下のとおりとなります。

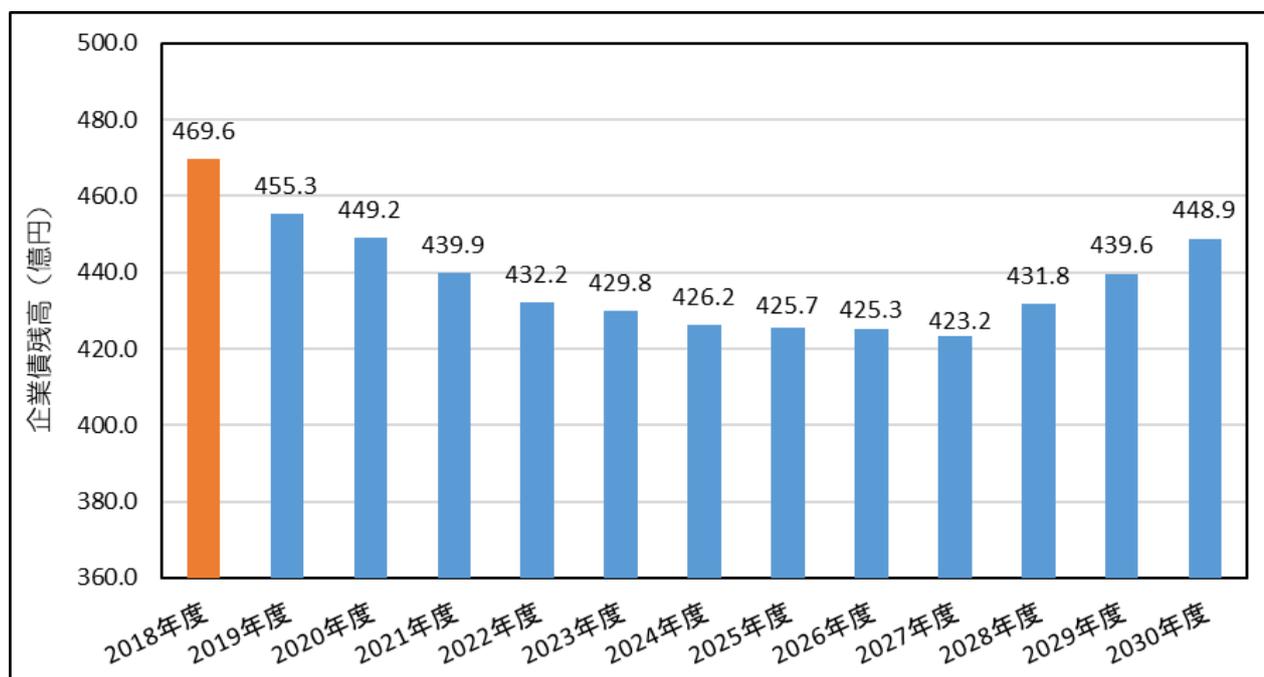


図 7-1 企業債残高の推移



(4) 一般会計繰入金

「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、これまでと同様に必要経費について当市財政部局と調整の上、一般会計繰入金の要望を行っていきます。

基準外繰入のうち「分流式下水道等に要する経費」に係る繰入金については、本計画の最終年度である2030（令和12）年度時点でゼロとなるよう、段階的に削減していくものとします。

2021（令和3）年度の「分流式下水道等に要する経費」に係る繰入見込額が約7.4億円であることから、2022（令和4）年度以降の各年度において、0.8億円ずつ減少させるものとし暫定的に試算します。

その結果、一般会計繰入金は10カ年で概ね平均12.8億円となります。

表7-4 一般会計繰入金の推計

単位：百万円

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	平均
繰入額	1,734	1,594	1,470	1,413	1,330	1,220	1,148	1,047	949	894	1,280
基準内	904	847	805	830	829	801	810	791	776	805	820
基準外	830	748	665	583	501	419	337	255	173	89	460
うち分流	740	658	576	494	412	330	248	166	84	0	—

※基準外繰入には当市独自の施策により行っている事業費（下水道使用料減免、水洗便所改造資金貸付）が含まれます。

(5) その他の主な下水道事業財源

① 受益者負担金

公共下水道が整備されることにより様々な利益を受けられる方（土地所有者など）に、その工事費の一部を負担してもらうもので、1m<sup>2</sup>あたり260円が賦課されます。

污水管の整備内容により増減しますが、未普及地域の整備が概ね完了している状況であり、10カ年で概ね0.19億円で推移を見込んでいます。

② 営業外収益（下水道用地占用料、行政財産使用料など）

保有している下水道用地の使用料収入などで、近年の実績から0.12億円程度での推移を見込んでいます。

下水道使用料収入が減少傾向であることを踏まえ、財源の確保が重要となってきます。現在、下水道用地の使用許可などを行っていますが、今後はさらなる収益獲得を目指し、保有している既存資産の利活用に努めます。



## 2. 10カ年の財源見通し

計画期間における財源見通しについては、以下のとおりとなります。

## 1 収益的収入の状況

単位：百万円

年 度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
<b>収 益 的 収 入</b>	11,382	10,975	10,901	10,921	10,876	10,931	10,866	10,810	10,527	10,170
<b>営 業 収 益</b>	5,479	5,491	5,485	5,467	5,446	5,423	5,398	5,371	5,344	5,315
下水道使用料	5,471	5,483	5,477	5,459	5,438	5,415	5,391	5,364	5,337	5,308
その他営業収益 <sup>※1</sup>	9	8	8	8	8	7	7	7	7	7
<b>営 業 外 収 益</b>	5,903	5,484	5,416	5,455	5,430	5,508	5,468	5,439	5,183	4,856
国・都補助金	0	0	0	17	14	0	0	0	17	14
長期前受金戻入 <sup>※2</sup>	5,890	5,472	5,404	5,425	5,404	5,496	5,456	5,427	5,154	4,829
その他営業外収益	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

## 2 資本的収入の状況

単位：百万円

年 度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
<b>資 本 的 収 入</b>	2,800	3,372	3,997	3,914	4,039	3,940	3,699	4,926	4,740	5,085
<b>企 業 債</b>	2,040	2,289	2,792	2,656	2,747	2,664	2,414	3,469	3,368	3,579
国・都補助金	745	1,063	1,186	1,238	1,271	1,256	1,265	1,437	1,352	1,486
受益者負担金等	15	19	19	19	19	19	19	19	19	19
そ の 他 <sup>※3</sup>	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2

3 他会計負担金<sup>※4</sup>

単位：百万円

年 度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
<b>一 般 会 計 負 担 金</b>	1,734	1,594	1,470	1,413	1,330	1,220	1,148	1,047	949	894
うち基準内繰入	904	847	805	830	829	801	810	791	776	805
うち基準外繰入	830	748	665	583	501	419	337	255	173	89

## 4 財源合計

単位：百万円

年 度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
<b>財 源 合 計 ( 1 + 2 + 3 )</b>	15,916	15,941	16,367	16,247	16,244	16,090	15,712	16,782	16,216	16,150

※ 税込で試算しております。また、端数処理(四捨五入)の関係上、合計等が一致しない場合があります。

※1 相互処理収入額(都県境の地域においては、他市から自市へ流入する汚水の処理に係る費用を互いに請求)

※2 資産取得時に充当した特定財源のうち、資産の減価償却に応じて年度ごとに収益化した額。減価償却費同様に、実際に現金は収入されない財源となります。

※3 水洗便所改造資金として当市が貸し付けた元金の返済額

※4 一般会計繰入金。企業会計上の勘定科目では、基準内繰入を他会計負担金、基準外繰入を他会計補助金として表現し、充当される事業費の性質に応じて収益的収入と資本的収入に区別しますが、ここでは便宜上別計で表示しております。

